

国際試合開催基準

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
(昭和52年 3 月 27 日 制定)
(平成26年 8 月 8 日 改定)

国際試合は日本学生野球憲章の主旨に沿って、相互の国の親善と野球技術の交流をはかる事が出来、大変有意義なものです。

部員が高校生の段階で国際試合を経験する事は、国内の練習や試合では体験出来ない事を経験出来ることや、新たな物の見方が加わることで、自らがいかに恵まれた環境で野球に取り組むことが出来ているかを再確認出来るなど、部員の将来にとっても大きな教育的効果が期待できます。

さらに、世界を見渡しても野球が普及していない国や地域も多く、我々がそれらの国を支援、援助し野球というスポーツが世界の中でもさらに発展するうえで、高校野球はその一端を担っていると言っても過言ではありません。

しかし、国際交流を行う中では、相手国の文化や野球に対する考え方の違いから予期せぬ事態を招くことも十分に考えられます。

従って、国際交流を行うにあたっては相手国の国情、歴史、風俗などを十分に理解し、交流にあたっては入念な準備が必要です。

また実施する際には社会的情勢やその他諸般の状況を慎重に考慮して、当初の目的が達成されるよう良識と規律ある態度が求められています。

当連盟では昭和52年に国際試合開催基準を制定し、細部について都度検討し改正してきましたが、昨今の高校野球が置かれている状況をみても国際化の波が押し寄せているのは明らかであり、今回「国際試合開催基準」を改定することとしました。

(主旨)

1. この基準は日本高等学校野球連盟（以下当連盟という）に加盟している都道府県高等学校野球連盟（以下都道府県連盟という）及び加盟校の国際試合開催に関して基準、手続き、方法等を規定する。

(国際試合開催の原則)

2. 国際試合を開催するには、日本国側は当連盟および相手国側は相手国を代表する野球団体または競技団体のそれぞれの承認を得たうえで、両国の代表団体の合意のもとで行われるものとする。
3. 国際試合を行おうとする都道府県連盟及び加盟校は、以下に定める細則によって、当連盟に申請し許可を受けなければならない。

(審議・承認)

4. 当連盟は、国際試合開催の申請を受けたときには、審議委員会において審議し、その結果を申請者に通知するものとする。

(許可の対象)

5. 国際試合を行うチームは原則として下記の通り編成されたチームに限るものとする。

(1) 日本側チームの場合

- ① 各都道府県及び各地区（9地区毎）の選抜チーム
- ② 海外の学校と姉妹校提携を結んでいる加盟校の単独チーム
- ③ 海外の都市と姉妹都市提携を結んでいる当該都市の選抜チームもしくは当該都市に所在地を置く加盟校の単独チーム
- ④ その他当連盟が国際交流を行う理由として適当だと判断したチーム

(2) 外国チームの場合

- ① 高等学校世代で編成されたチーム

<派遣の場合>

(予備申請)

6. 都道府県連盟及び地区の選抜チームが国外で試合を行う際には当連盟に対して少なくとも1年前までに様式1にしたがって申請書を提出しなければならない。
7. 姉妹校同士が国外で国際試合を行う際には、当連盟に対して開催予定期日の少なくとも6ヶ月前までに所属する当該都道府県連盟を通じて様式2にしたがって申請書を提出しなければならない。
8. 本連盟は前項の申請を受けたときには、これに基づき審議委員会で審議し、関係国の代表団体と連絡協議を行いその可否を通知する。

(本申請)

9. 予備申請によって承諾を得た場合には、当連盟に対してそれぞれ次の各様式にしたがって開催予定期日の少なくとも3ヶ月前までに本申請様式2を提出し承認を受けなければならない。なお、選抜チームを編成する場合は、当連盟から日本学生野球協会へピックアップチーム編成の申請を行い許可を得ることとする。

(経費の負担と分担)

10. 経費については次の事項について留意する。
 - (1) 原則として渡航費、滞在費は派遣する都道府県連盟の負担とする。
各地区の選抜チームで編成する場合は経費の分担について、あらかじめ明確にしておくこと。
 - (2) 派遣経費は主として当該都道府県連盟の積立金をもとにすること。
教育委員会など公的機関からの補助や助成は認めるが、多額にならないよう十分留意すること。
 - (3) 派遣選手の経費負担は最低限度内とし、旅券、査証取得などで要する手続き費用程度とする。
 - (4) 派遣選手に手当を支給してはいけない。
 - (5) 選抜チームを編成する場合は、原則として役員、選手合わせて35名を限度とする。

<受入れの場合>

(本申請)

11. 都道府県連盟及び地区の選抜チームが海外のチームと国内で試合を行う際には、計画の内容が定まった時点で速やかに様式3にしたがって申請書を提出しなければならない。選抜チームの場合は、当連盟から日本学生野球協会へピックアップチーム編成の申請を行い許可を得ることとする。
12. 姉妹校同士が国内で試合を行う際には、当連盟に対して計画の内容が定まった時点で、速やかに所属する当該都道府県連盟を通じて様式3にしたがって申請書を提出しなければならない。
13. 本連盟は前項の申請を受けたときには、これに基づき審議委員会で審議し、関係国の代表団体と連絡協議を行いその可否を通知する。

(経費の負担と分担)

14. 原則として渡航費、滞在費は海外のチームの負担とする。
また、その他の経費（球場使用料など）については事前に十分に協議しておくこと。

(派遣や受入れに伴う留意事項)

15. 試合を開催するに当たっては特に次の事項について十分留意して指導されなければならない。
 - (1) 計 画 ① 高校野球が教育の一環である事を踏まえ、相互の親善を深め技術の交流を計るよう配慮すること。
 ② 宿泊、所持品、服装、歓送迎などについては必要以上に派手になることを避け、特に経費の面においては無駄な出費をすることのないよう配慮すること。
 - (2) 時 期 夏季休暇や冬季休暇など学業に支障のないよう配慮すること。
 - (3) 選 考 選抜チームを編成する場合、都道府県連盟は予め当該連盟で定められた選考基準によるものとし、学生野球の模範となる優秀な選手を選考委員会を開催し決定する。特に地区で選抜チームを編成する場合は、選手の数について均等になるよう努めること。
 (選手選考についても日本学生野球憲章第32条の不服申立の対象となることを踏まえて、中立、公正な決定を行うこと)
 - (4) 教育指導 相手国の国情、歴史、風俗、習慣等についての予備知識を学び有意義な交流となるよう準備すること。
 - (5) 連 絡 ① 単独チームが国内において試合を行うときには当該都道府県連盟と十分に連絡を密にすること。

また当該連盟は試合開催について直接、指導、監督を行うこととし、単独チームの試合を有料で行うことは禁止する。

② 国外での試合の場合は都道府県教育委員会など公的団体とも事前に開催について連絡すること。

(6) 範 囲

姉妹校、姉妹都市により外国のチームを受け入れる場合は、日本側の姉妹校、姉妹都市の単独校及び選抜チームが試合をする。

その他、特段の事情があると当連盟が認めた場合は他チームとも試合をすることが出来る。

(7) 傷害保障

海外へ派遣する場合海外旅行保険に加入し、派遣選手の保護者から同意書を提出させること。また都道府県連盟は安全管理についても万全の配慮をすること。

(終了報告)

16. 終了後は定められた様式4により速やかに試合結果、決算報告書等を当該都道府県連盟から当連盟に提出しなければならない。